

児童手当・特例給付を受給している方は 「現況届」の提出が必要です

児童手当・特例給付を受給している方は、所得状況やお子さんの養育状況の確認のため、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。

◆現況届の手続き

対象の方には、5月下旬に必要な書類を送付しますので、現況届に必要な事項を記入し、6月末までに提出してください。(子ども政策課への郵送での提出も可)

◆手続きに必要なもの

- ① 受給者の健康保険証のコピー(出雲市国民健康保険に加入されている方は、提出不要です)
- ② 印鑑(認印で構いませんが、スタンプ印は不可)
- ③ その他、平成27年度(平成26年分)所得(課税)証明書など、必要な書類の提出をお願いする場合があります。

◆手続きにあたって

※平成26年分の所得等の状況によっては、受給者の変更をお願いすることがあります。(基本的に、父母のうち、所得の高い方が、「生計中心者」として手当を受給することになります)

※現況届を審査した結果、所得制限

限度額以上の場合、「児童手当」

の代わりに「特例給付」として、

支給対象児童一人当たり月額5千

円が支給されます。

※生計中心者が単身赴任などで児童

と別居している場合は、生計中心

者の「住所地の市区町村」で現況

届の提出が必要です。

おたすね

子ども政策課

☎2100063

※これまで出雲市で手当等を受給していて、新たに公務員(独立行政法人職員、財団等に派遣されている人を除く)になった方は、出雲市へ「消滅届」の提出をしていただきます。これは、生計中心者が公務員の場合は、勤務先で手当等を受給することになるためです。

◆手続きの場所

子ども政策課及び各支所の市民サービス課(平田支所は市民福祉課、斐川支所は健康福祉課)

平成25・26年度の現況届を未提出の方は、あわせて提出をお願いします。

今年も子育て世帯臨時特例給付金の支給があります。手続きについては5ページをご覧ください。

★所得制限

扶養親族の数	限度額目安 (給与収入ベース)
0人	833.3万円
1人	875.6万円
2人	917.8万円
3人	960万円

※世帯合算の所得ではなく、受給する方(生計中心者)の所得のみで判定します。

★支給額

<所得制限未満：児童手当>

児童の年齢	児童一人当たり月額
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上～ 小学校修了前	第1・2子 10,000円
	第3子 15,000円
中学生	一律 10,000円

<所得制限以上：特例給付>

児童の年齢	児童一人当たり月額
0歳～中学生	一律 5,000円

※児童手当での「第1子」「第2子」「第3子」とは、出生から高校卒業までの年齢(18歳の年度末まで)の間にあるお子さんと数えたものです。

マイナンバー

社会保障・税番号制度がはじまります
～平成27年10月からマイナンバーを通知～

1人に1つ
マイナンバーが
通知されます



愛称:マイナちゃん

国が進める「マイナンバー制度」について、今後数回に分けてお知らせします。

制度導入のメリット

- ①各種申請等の行政手続の際に添付書類が減るなど、**国民の負担が軽減**されます。
- ②行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減されることで、**行政運営の効率化**につながります。
- ③所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、**不当に負担を免れたり、不正に給付を受けたりすることを防止**するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができるようになります。

通知カード

皆さんにマイナンバー(12桁の個人番号)を通知するためのカードで、平成27年10月から住民票の住所に送付します。

マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人情報を、同一人の情報であるということを確認できるようにする制度であり、国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

マイナンバーの利用は限られています

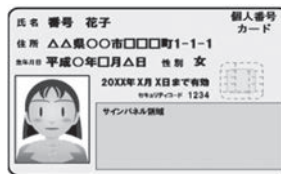
マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の手続きなど、法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障	■年金・雇用保険の資格取得や確認、給付 ■ハローワークの事務 ■医療保険などの保険料徴収 ■福祉分野の給付、生活保護 など
税	■税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載 ■税務当局の内部事務 など
災害対策	■被災者生活再建支援金の支給 ■被災者台帳の作成事務 など

個人番号カード

通知カードを受け取られた後に申請することで、平成28年1月から「個人番号カード」の交付を受けることができます。

個人番号カードは、顔写真付ICカードで、表面に氏名・住所・生年月日・性別を、裏面にマイナンバーが記載されます。身分証明書として利用できます。



個人番号カード(表面)イメージ



個人番号カード(裏面)イメージ

問い合わせ(国のコールセンター)

【日本語窓口】0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル)

【外国語窓口】0570-20-0291(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応)

平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

●おたずね/政策企画課(☎21-6612)